



うそ電話詐欺防犯情報

鹿児島県
警察本部
生活安全企画課
令和4年第1号

還付金があるなどと持ちかける
不審な電話に引き続きご注意!

市役所職員等を名乗り、介護保険等の払い戻しや還付金があると持ちかける不審電話の相談等が、今年に入っても、引き続き寄せられています。

【不審電話の事例】

- ① ○○役場（市役所）の△△です。医療保険の払い戻しがありますが、お受け取りのためには、ATMで手続きする必要があります。着いたら手続きについて説明しますので、○○○-○○○-○○○○に電話してください。
- ② ・○○役場（市役所）の△△です。介護保険の還付金があります。手続きについては、後ほど金融機関から電話があります。お使いの金融機関を教えてください。
・○○銀行（郵便局）の△△です。ATMで還付金の手続きを行いますので、○○（店）のATMに行き、着いたら電話してください。
- ③ ○○役場（市役所）の△△です。介護保険の還付金についての書類を送付しましたが、まだお手続きされていないので連絡しました。今日中にお手続きが必要です。○○のATMコーナーに着いたら電話してください。



《 注 意 点 》

還付に必要な手続きを装い、相手はATMの操作方法を指示します。指示どおりに操作すると、犯人の口座にお金が送金される仕組みです。

電話で「**還付金**」・「**口座**」・「**キャッシュカード**」・「**通帳**」
・「**ATM**」などの話が出たら **詐欺** を疑って! **すぐに電話を切ってください!**

- お金に関することは、一人で判断せず、家族等の身近な人や、最寄りの警察署等に相談しましょう。



《 ストップ! ATMでの携帯電話 》

警察では、還付金詐欺等の被害を防ぐため、金融機関等と連携してATMでは携帯電話で通話しないことを社会のルールとして広める「ストップ! ATMでの携帯電話」運動を1月11日から実施しています。

携帯電話で通話しながらATMの操作をしている高齢者等をみかけたら、お声掛けをお願いします。

みんなの力で詐欺の被害を防ぎましょう!

